続の在り方、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置の在り方並びに精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明についての支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第八条関係）

㈡　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（法律第四八号）（法務省）

1　総則

この法律の目的及び用語の意義に関する規定を設けることとした。（第一条・第二条関係）

2　子の返還及び子との面会その他の交流に関する援助

㈠　中央当局の指定

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下「条約」という。）第六条第一項の我が国における中央当局は、外務大臣とすることとした。（第三条関係）

㈡　子の返還に関する援助

(1)　日本国への連れ去りをされ、又は日本国において留置をされている子について、日本国からの子の返還を実現するための外務大臣への援助の申請方法、援助の決定の要件、援助の内容等に関する規定を設けることとした。（第四条～第一〇条関係）

(2)　日本国以外の条約締約国への連れ去りをされ、又は日本国以外の条約締約国において留置をされている子について、日本国への子の返還を実現するための外務大臣への援助の申請方法、援助の決定の要件、援助の内容等に関する規定を設けることとした。（第一一条～第一五条関係）

㈢　子との面会その他の交流に関する援助

(1)　日本国に所在している子との面会その他の交流を実現するための外務大臣への援助の申請方法、援助の決定の要件、援助の内容等に関する規定を設けることとした。（第一六条～第二〇条関係）

(2)　日本国以外の条約締約国に所在している子との面会その他の交流を実現するための外務大臣への援助の申請方法、援助の決定の要件、援助の内容等に関する規定を設けることとした。（第二一条～第二五条関係）

3　子の返還に関する事件の手続等

㈠　返還事由等

条約に基づく子の返還、子の返還事由及び子の返還拒否事由等に関する規定を設けることとした。（第二六条～第二八条関係）

㈡　子の返還に関する事件の手続の通則

子の返還に関する事件の手続、裁判所及び当事者の責務並びに最高裁判所規則への委任に関する規定を設けることとした。（第二九条～第三一条関係）

㈢　子の返還申立事件の手続

(1)　総則

管轄、裁判所職員の除斥及び忌避、当事者能力及び手続行為能力、参加、手続代理人及び補佐人、手続費用、子の返還申立事件の審理等並びに電子情報処理組織による申立て等に関する規定を設けることとした。（第三二条～第六九条関係）

(2)　第一審裁判所における子の返還申立事件の手続

子の返還の申立て、子の返還申立事件の手続の期日、事実の調査及び証拠調べ、子の返還申立事件の手続における子の意思の把握等、審理の終結及び裁判日、裁判並びに裁判によらない子の返還申立事件の終了に関する規定を設けることとした。（第七〇条～第一〇〇条関係）

(3)　不服申立て

終局決定に対する即時抗告、特別抗告及び許可抗告並びに終局決定以外の裁判に対する不服申立てに関する規定を設けることとした。（第一〇一条～第一一六条関係）

(4)　終局決定の変更に関する規定を設けることとした。（第一一七条・第一一八条関係）

(5)　再審に関する規定を設けることとした。（第一一九条・第一二〇条関係）

㈣　履行の確保

子の返還を命ずる終局決定をした家庭裁判所等は、その決定で定められた子の返還の義務の履行状況の調査及び履行の勧告をすることができることとし、それらの手続等に関する規定を設けることとした。（第一二一条関係）

㈤　出国禁止命令

子の返還申立事件が係属する家庭裁判所は、出国禁止命令をすることができることとし、その手続等に関する規定を設けることとした。（第一二二条～第一三三条関係）

4　子の返還の執行手続に関する民事執行法の特則

子の返還の強制執行は、民事執行法第一七一条第一項の規定により執行裁判所が第三者に子の返還を実施させる決定をする方法により行うほか、同法第一七二条第一項に規定する方法により行うこととし、それらの手続等について、民事執行法の特則に関する規定を設けることとした。（第一三四条～第一四三条関係）

5　家事事件の手続に関する特則

㈠　子の返還申立事件に係る家事調停の手続等

付調停、家事事件手続法の特則、子の返還申立事件の手続の中止及び子の返還の申立ての取下げの擬制に関する規定を設けることとした。（第一四四条～第一四七条関係）

㈡　面会その他の交流についての家事審判及び家事調停の手続等に関する特則

管轄の特則及び記録の閲覧等の特則に関する規定を設けることとした。（第一四八条・第一四九条関係）

6　過料の裁判の執行等

過料の裁判の執行等の手続に関する規定を設けることとした。（第一五〇条関係）

7　雑則

審理の状況についての説明、親権者の指定等についての審判事件の取扱い及び総合法律支援法の適用に関する特例に関する規定を設けることとした。（一五一条～第一五三条関係）

8　この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。

◇刑法等の一部を改正する法律（法律第四九号）（法務省）

一　刑法の一部改正関係

1　刑の一部の執行猶予

㈠　次に掲げる者が三年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合に、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、一年以上五年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができることとした。（第二七条の二第一項関係）

(1)　前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

(2)　前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その刑の全部の執行を猶予された者

(3)　前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その刑の執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

㈡　刑の一部の執行猶予が言い渡された場合においては、そのうち執行が猶予されなかった部分の期間を執行し、当該部分の期間の執行を終わった日等から、その猶予の期間を起算することとした。（第二七条の二第二項関係）

2　保護観察

刑の一部の執行猶予が言い渡された場合においては、猶予の期間中保護観察に付することができることとした。（第二七条の三第一項関係）

3　刑の一部の執行猶予の取消し

㈠　次に掲げる場合においては、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならないこととした。ただし、(3)の場合において、猶予の言渡しを受けた者が１の㈠の(3)に掲げる者であるときは、この限りでないこととした。（第二七条の四関係）

(1)　猶予の言渡し後に更に罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)　猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁錮以上の刑に処せられたとき。

(3)　猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがないことが発覚したとき。